

日本共産党を代表し、陳情 2 件について、賛成討論を行います。

まず■陳情第 8 号「防災行政無線をデジタル化することの陳情書」について

賛成する理由の第 1 は、本市の現在使用しているアナログ波の無線の使用は、使用が無期限ではないからです。

市内で使用しているアナログ波用の無線各機器の各種備品は製造中止をしているものも多く、在庫がなくなれば修理ができなくなり、使用不可となりかねません。なお本市で自治会館内に設置している防災行政無線戸別受信機については、令和 2 年 6 月をもってもう製造が中止となり、故障したら回収していることを申し添えておきます。

また、総務省はアナログ波の使用制限について、当初令和 4 年 11 月 30 日としていましたが、2 年に限り延長し、令和 6 年 11 月 30 日に改正したままです。つまり何時でも使用停止されかねない時代に入っています。なお電波は有限希少な資源であり、国民全体、国全体の共通財産です。携帯電話、テレビ・ラジオ放送、消防・救急無線など、様々な用途で利用され、ニーズは年々高まっています。市の都合だけで、社会全体の資源を利用し続ける正当性は弱いことを申し添えておきます。

第 2 は、昨年第 3 回定例会決算審査特別委員会で議会共通指摘要望には「防災行政無線の早急なるデジタル化を図られたい。」と記載されているからです。

委員会では、アナログ波からデジタル化への移行に 8 億円もの巨額な経費がかかることや、本市の面積や起伏を理由とした消極的な意見がありました。まず面積や土地の起伏は本市よりも悪条件でも、好条件でもデジタル化移行が進んでいるわけですから、言い訳にはなりません。経費の面では、国の補助金があるときに判断を見送った市長の責任であり、我が党は国・県に補助創設を再度要望し、市負担額の軽減にいま力を尽くしていること、また技術革新により、固定系と移動系を一本化できる『260MHz 帯デジタル』へ移行することで、整備費を約 60%に抑制しつつ、機能を強化する選択肢も広がっていることを申し添え、改めて最新デジタル技術を再調査するよう求めます。

第 3 の理由は、本市における災害時の備えを強めるからです。

災害時、市民の命と暮らしを守るには総力戦が必要ですが、当然最終の指示命令はトップである時の市長が指示し進めていかないと混乱します。いっぽう災害の備えは、これまで何度も市長と議論を重ねましたが、いろいろな角度から、いろいろな視点で議論し、不足点を補い合っておくことが重要です。本市の多メディアの取り組みはデジタル化移行ができない下で市職員の努力と創意工夫の結晶として築かれました。これは大いに敬意を表するものです。同時に、今県下で唯一取り残された「アナログ波使用」というのはもう職員だけでどうこうできる話ではなくなっており、政治決断が必要になっています。

最後に、陳情趣旨における国の補助に係る記載に一部誤りがあるものの、陳情項目に誤りはないことを申し添え、陳情第 8 号に賛成討論とします。

次に、陳情第 10 号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書」について以下、賛成します。

第 1 は、「保険は使えるが、別途の追加料金を上乘せする」という今回の仕組みは、スタートだということです。

今回は、OTC 類似薬 77 成分・約 1, 100 品目を対象としていますが、政府の合意文書には、「将来的な対象品目の拡大や負担割合の引き上げを視野に検討する」ことが明記されており、特別料金の上乗せが当たり前という社会になり、必要な医療から国民を遠ざけてしまいかねないからです。

第 2 に、保険料軽減効果は月 33 円しかないいっぽう、追加料金の結果、患者負担は 2 倍や 3 倍に留まらないということです。

薬価が 1 万円の場合、75 才以上であれば自己負担原則 1 割、1 千円だったものが、今回は 1 千円プラス「薬価 1 万円の 4 分の 1」が追加され、自己負担は 3500 円、3.5 倍となります。しかし、県内で皮膚科専門の開業医師からは「長年の実績をもつ保湿成分の薬では、クリニックで処方されると、自己負担は 60g66 円ですが、薬局では同成分の薬は 60g 約 2 千円前後で販売され、湿疹・皮膚炎で使用するステロイド剤も、クリニック処方だと 10g 約 83 円、市販薬を買うと 10g2 千円前後」と指摘されており、大きな負担増が治療を必要としている方に集中する仕組みとなっているからです。

第 3 は、「対象とならない」場合もありますが、実際の運用はまだ不明で、結果的に薬局窓口を混乱させるからです。

最後に、日本共産党、立憲民主党、公明党、れいわ新選組、沖縄の風、社民党などは反対しましたが、追加料金を求める改定健康保険法が先の 5 月 29 日、参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。この場を借りて強く抗議するとともに、陳情の採択を求め、賛成討論を終わります。